

公益財団法人磯野育英奨学会奨学金給与規程

第1章 総 則

公益財団法人磯野育英奨学会定款第3条及び第4条第1項第2号に基づき、この規程を定める。

(奨学生の資格)

- 第1条 本財団の奨学生となるものは、日本国民であって、東京都下の大学に在学する学生で、学業・人物共に優秀で、かつ健康であって学資の支弁が困難と認められる者でなければならぬ。
- 2 高等教育の修学支援新制度(令和2年度新設)の適用を受けていない者でなければならない。
- 3 外国人であっても、前2項の条件を備える者は、理事会の承認を得て奨学生となることができる。

(奨学生の種類)

- 第2条 奨学生の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 大学奨学生
(2) 大学院奨学生

(奨学金の給与金及び金額)

- 第3条 奨学金を給与する期間は、正規の最短就業年限とする。

- 2 前項の期間中に給与する奨学金の額は、次の通りとする。

	平成30年度以前採用	平成31年度以降採用
大学奨学生	月額 30,000円	月額 35,000円
大学院奨学生	月額 30,000円	月額 35,000円

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

(奨学生願書及び奨学生推薦書等の提出)

- 第4条 奨学生志望者は、本財団宛ての奨学生願書に、在学学長若しくは在学学部長等の推薦書、在学証明書、健康診断書、前年の学業成績表及び保護者の所得証明書等を添えて、本財団に提出するものとする。

(奨学生の採用)

- 第5条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が決定し、その結果を在学学長若しくは在学学部長を経て、本人に通知する。

(奨学金の交付)

- 第6条 奨学金は、3ヶ月毎に3ヶ月分を交付するものとし、特別の事情があるときは、6ヶ月分以上を合わせて交付することができる。

- 2 奨学金の交付は、原則として本財団事務所にて行うものとする。

(奨学金受領書の提出)

- 第7条 奨学金の交付を受けた奨学生は、その都度直ちに奨学金受領書を提出しなければならない。

(学業成績及び生活状況の報告)

- 第8条 奨学生は、毎年度末学業成績表及び生活状況報告書を理事長あて提出しなければならない。

(異動届出)

- 第9条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに本財団に届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学したとき
(2) 停学その他の処分を受けたとき
(3) 氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき

(奨学生の休止及び停止)

- 第10条 奨学生が休学し又は長期にわたって欠席したときは、奨学生の交付を休止する。
2 奨学生の学業又は性向などの状況により指導上必要があると認めたときは、奨学生の交付を停止する。

(奨学生の復活)

- 第11条 前条の規定により奨学生の交付を休止又は停止された者が、その事由が止んで在学長を経て願い出たときは、奨学生の交付を復活することがある。

(奨学生の廃止)

- 第12条 奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、在学学長若しくは在学学部長の意見を徵して奨学生の交付を廃止する。
- (1)傷い疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
 - (2)学業成績又は操行が不良となったとき
 - (3)奨学生を必要としない事由が生じたとき
 - (4)前各号の他試用学生として適当でない事実があったとき
 - (5)在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
 - (6)その他第1条に規程する奨学生としての資格を失ったとき

(奨学生の辞退)

- 第13条 奨学生は、いつでも在学学長若しくは在学学部長を経て奨学生の辞退を申し出ることができる。

第3章 学生の指導

(奨学生の指導)

- 第14条 奨学生の資質の向上を図るため学業成績及び生活状況報告書に応ずる適当な指導を行うものとする。

第4章 補 則

(実施細目)

- 第15条 この規程の変更は理事会にて定めるものとする。

制 定	平成 24 年 4 月 1 日
改 訂	平成 28 年 3 月 16 日
改 訂	平成 29 年 2 月 16 日
改 訂	平成 30 年 2 月 15 日
(平成 30 年 4 月分奨学生から適用)	
改 訂	平成 31 年 2 月 18 日
改 訂	令和 2 年 6 月 10 日